

「広報くまとり」広告掲載要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、熊取町が発行する「広報くまとり」に掲載する広告に関し必要な事項を定める。

(広告掲載の目的)

第2条 町内各分野の産業の振興を図るとともに、良質な商品やサービス等に関する情報を住民に提供することを目的とする。

(広告掲載頁)

第3条 広告を掲載する頁は、表紙及び最終面を除く町が指定する頁とする。

(広告掲載場所等)

第4条 広告掲載場所は、町が指定する頁の下1段とする。ただし、必要に応じて2段とすることができる。

- 2 広告1件あたりのサイズは、縦45ミリメートル×横180ミリメートル、もしくは縦45ミリメートル×横90ミリメートルとする。
- 3 広告枠の掲載単位は、1頁あたり2件以内とする。
- 4 発行1回あたりの掲載数は10件とする。ただし、必要に応じて件数を増減することができる。

(広告掲載料)

第5条 広告主が町と広告掲載取扱業務委託契約を締結している者（以下「広告取扱者」という。）に支払う広告掲載料は、縦45ミリメートル×横180ミリメートルのサイズの場合は、1件あたり月額18,750円を上限とし、縦45ミリメートル×横90ミリメートルのサイズの場合は、1件あたり月額15,625円を上限とする。ただし、広告原稿の作成に係る費用は、広告主に実費を別途請求できるものとする。

- 2 広告取扱者が町に納入する広告掲載料は、縦45ミリメートル×横180ミリメートルのサイズの場合は、1件あたり月額12,000円とし、縦45ミリメートル×横90ミリメートルのサイズの場合は、1件あたり月額10,000円とする。

(広告掲載の申し込み)

第6条 広告主は、広告取扱者に対し申請等を行うものとする。

- 2 前項の規定により申請等を受理した広告取扱者は、本要綱に反していないことを確認した後、町長に対して広告掲載月の前々月の末日までに、「広報くまとり」広告掲載申込書（様式第1号）により広告掲載の申し込みを行うものとする。

(広告原稿の提出)

第7条 広告取扱者は、広告原稿を町が指定する方法により作成し、印刷見本を添えて外部電子媒体等により、広告掲載の申し込み時に提出するものとする。

(広告掲載の決定等)

第8条 町長は、第6条の申込書を受理したときは、審査のうえ、広告掲載の可否を決定する。

2 町長は、前項の規定に基づき広告掲載の可否を決定したときは、口頭または文書により広告取扱者に通知するものとする。

(広告掲載料の納付)

第9条 広告掲載の決定を受けた広告取扱者は、町が発行する納入通知書により広告掲載の決定を受けた日から14日以内に第5条第2項に規定する広告掲載料を納入しなければならない。

(広告掲載料の還付)

第10条 既納の広告掲載料は、還付しない。ただし、次の各号にいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 町の都合により広告を掲載することができなくなったとき
- (2) 町長が正当な理由があると認めたとき

(広告の責任)

第11条 掲載広告についての責任は、広告取扱者が全て負うものとする。

(広告の範囲)

第12条 「広報くまとり」に掲載する広告の範囲は、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 法令に抵触し、又は抵触するおそれのあるもの
- (2) 公の秩序又は善良な風俗に反し、又は反するおそれのあるもの
- (3) 広報の品位、公共性又は公益性を損なうおそれがあるもの
- (4) 政治又は宗教若しくは思想に関するもの
- (5) 誹謗又は中傷を内容とするもの
- (6) 虚偽又は誇大な表現を用いているもの
- (7) 社会問題についての意見広告
- (8) 投機心又は射幸心を著しくそそるおそれのあるもの
- (9) 個人の氏名広告
- (10) 町が推奨しているかのような誤解を与えるおそれのあるもの
- (11) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2

条に規定する営業のいずれかに該当するもの

(12) 事業を営むに際して必要とされる官公署の許認可等を受けていないもの

(13) 金融業務の広告については、町指定・収納代理金融機関以外のもの

(14) その他町長が掲載することが適当でないと認めるもの

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、「広報くまとり」の広告掲載に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

この要綱は、平成19年8月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年9月1日から施行する。

「広報くまとり」広告掲載申込書

申込先 熊取町長

[住 所]

[名 称]

[代表者名]

「広報くまとり」広告掲載要綱の規定に基づき、下記のとおり申し込みます。

掲 載 月	広報くまとり	月号	広告掲載料	円
-------	--------	----	-------	---

番号	広 告 主			広告サイズ	
	業 種	名称・住所	連絡先・担当者名	縦 45mm 横 180mm	縦 45mm 横 90mm
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

※印刷見本（紙で出力のこと）及び印刷原稿を外部電子媒体等で併せて提出してください。

（※熊取町使用欄）

上記の広告について、「広報くまとり」に広告掲載してよろしいか。

決裁	部 長	統括理事	理 事	課 長	参 事	課長補佐	グループ長	グループ
備考								